

NPO法人Change of Perspective 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人Change of Perspectiveという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国及び地方公共団体が保有する各種情報を市民にインターネットを通じて提供し、情報社会の推進や子どもの健全な育成と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国、地方公共団体及び教育委員会並びに学校教育法で定められた学校が保有する情報をインターネットを通じて発信する事業
- (2) 国、地方公共団体及び教育委員会並びに学校教育法で定められた学校が保有する情報に基づき統計などの作成及び公開を行う事業
- (3) 校則に関する各種イベントの開催及び協力を通じて啓発活動を行う事業。
- (4) その他第3条の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の事業の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的な方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下とする。
- (2) 監事 1人以上2人以下とする。
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

なければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方

法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なけ

ればならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、群馬県に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決 を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び2項の規定にかかわらず次に掲げる者とする。

役職名	氏名	備考
理事	神谷 航平	代表理事
理事	中村 飛翔	副代表理事
理事	田中 歩	
理事	長谷 夏幹	
監事	品田 海翔	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2024年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2024年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、賛助会員の年会費については1口から受け付ける。

- (1) 正会員 入会金 個人0円 団体 5,000円
正会員 年会費 個人0円 団体 10,000円
- (2) 賛助会員 入会金 個人 1,000円 団体 10,000円
賛助会員 年会費 個人 1口あたり1,000円 1口あたり団体 10,000円
- (3) 活動会員 入会費 個人 0円 団体 0円
活動会員 年会費 個人 0円 団体 0円

(様式例2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)
NPO法人Change of Perspective

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	神谷 航平		無	代表理事
理事	中村 飛翔		無	副代表理事
理事	田中 歩		無	
理事	長谷 夏幹		無	
監事	品田 海翔		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

設立趣旨書

1 設立の趣旨

私たち、NPO法人Change of Perspective は、学校の校則が社会一般に公表されていない現状を改善するために、学校の校則を見ることができるウェブサイトの管理や運営に取り組む。発起人の神谷が高校に入り、自らが校則を集めて校則を社会一般に公開することができないかを考えたことが本活動のきっかけである。校則が各学校にて公開されることが一番望ましいことではあるが、現状それが十分にできていないという課題がある。この課題を解決するために、これまで、任意団体として全国校則一覧というサイトを運営してきた。全国の都道府県立高校の校則を公文書開示請求を用いて集め、1400校(2023年1月時点)以上を掲載している。また、公文書開示請求で集めた校則を統計的手法を用いて調査を行っており、今後その調査結果を全国校則一覧にて公表していく予定だ。任意団体として行ってきた活動を引き続き行い、高校受験生とその保護者、高校生をはじめとする多くの方々に活用してもらいたいと願っている。高校受験生とその保護者には、進学する高校を検討する際に、進学実績や部活動などの様々な指標に加え校則もその1つの指標にしてもらいたいと考えている。また、高校生にも現在在籍する高校の校則についての問題を改善する際の1つの材料として活用してほしいと願っている。このようにして、私たちNPO法人Change of Perspectiveが校則に関する情報発信を行っていく。任意団体ではなくNPO法人として引き続き活動を行うことで、安定的に活動を続け、また、法的な透明性による社会的信頼を得たいと考えている。

2 設立申請に至るまでの経過

2021年4月 神谷航平が校則の収集を開始し、それに伴い団体設立を1名で行う。
2021年11月 全国校則一覧をリリース
2022年3月 特定非営利法人設立の為に準備を開始
2022年11月 特定非営利法人設立に関わる事前説明会を実施
2023年1月 特定非営利法人設立総会を実施

2023年 2月 16日

(特定非営利活動法人の名称)
NPO法人Change of Perspective
設立(代表)者 住所又は居所

氏名 神谷 航平

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式例8)

2023年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)
NPO法人Change of Perspective

1 事業実施の方針

校則に関する情報提供を全国校則一覧を通して行い、並行して全国の校則の統計調査を行っていく。

また、校則に関する各種イベントの開催及び協力を通して校則に関する啓発活動等を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の予 定 人数	受益対象 者の範囲及 び 予定人数
全国校則一 覧の運営	学校教育法で定められた学校における校則に関する情報の公開を行う。	通年	Web上	15人	不特定多数(市民)
校則の統計 調査	学校教育法で定められた学校における校則に関する統計的調査を行う。	通年	Web上	15人	不特定多数(市民)
校則調査の 報告会	校則の統計調査の結果を市民一般に報告する。	随時	Web上	15人	100人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別業として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

(様式例8)

2024年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)
NPO法人Change of Perspective

1 事業実施の方針

校則に関する情報提供を全国校則一覧を通して行い、並行して全国の校則の統計調査を行っていく。

また、校則に関する各種イベントの開催及び協力を通して校則に関する啓発活動等を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者 の予 定 人数	受益対象 者の範囲及 び 予定人数
全国校則一覧の運営	学校教育法で定められた学校における校則に関する情報の公開を行う。	通年	Web上	15人	不特定多数(市民)
校則の統計調査	学校教育法で定められた学校における校則に関する統計的調査を行う。	通年	Web上	15人	不特定多数(市民)
校則調査の報告会	校則の統計調査の結果を市民一般に報告する。	随時	Web上	15人	100人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

2023年度 活動予算書

法人成立の日から2024年3月31日まで

(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	
受取寄附金	176,000
施設等受入評価益	0
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4. 事業収益	
事業収益	0
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	176,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
校則の開示にかかる費用	100,000
通信運搬費	18,470
会議費	0
旅費交通費	0
施設等評価費用	0
減価償却費	0
支払利息	0
その他経費計	118,470
事業費計	118,470
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
旅費交通費	0
減価償却費	0
会議費	0
支払家賃	36,000

	その他販管費	0
	群馬県NPO協議会年会費	3,000
	支払利息	0
	その他経費計	39,000
	管理費計	39,000
	経常費用計	157,470
	当期経常増減額	18,530
III	経常外収益	
	1. 固定資産売却益	0
	経常外収益計	0
IV	経常外費用	
	1. 過年度損益修正損	0
	経常外費用計	0
	経理区分振替額	0
	当期正味財産増減額	18,530
	設立時正味財産額	120,000
	次期繰越正味財産額	138,530

※その他事業は実施しない

2024年度 活動予算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	
受取寄附金	160,000
施設等受入評価益	
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	100,000
4. 事業収益	
事業収益	0
5. その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	260,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
校則の開示にかかる費用	100,000
通信運搬費	18,470
会議費	0
旅費交通費	0
施設等評価費用	0
減価償却費	0
支払利息	0
その他経費計	118,470
事業費計	118,470
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
旅費交通費	0
減価償却費	0
会議費	0
支払家賃	36,000

	その他販管費	100,000
	群馬県NPO協議会年会費	3,000
	支払利息	0
	その他経費計	139,000
	管理費計	139,000
	経常費用計	257,470
	当期経常増減額	2,530
Ⅲ	経常外収益	
	1. 固定資産売却益	0
	経常外収益計	0
Ⅳ	経常外費用	
	1. 過年度損益修正損	0
	経常外費用計	0
	経理区分振替額	0
	当期正味財産増減額	2,530
	前期繰越正味財産額	138,530
	次期繰越正味財産額	141,060

※その他事業は実施しない